

広島県告示第八百一号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項の規定によって、昭和五十五年広島県告示第千一号、平成二年広島県告示第千九十九号、平成十二年広島県告示第九百二十一号で設定した次の鳥獣保護区の存続期間を更新し、平成二十二年十一月一日から施行する。

平成二十二年十月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 更新する鳥獣保護区

三倉岳鳥獣保護区、大土山鳥獣保護区、男鹿山鳥獣保護区、竜王山鳥獣保護区、亀鶴山鳥獣保護区、権現山鳥獣保護区、指谷山鳥獣保護区

二 一のうち区域表示を変更して更新する鳥獣保護区

1 三倉岳鳥獣保護区

大竹市栗谷町地内の一級河川小瀬川左岸と玖島川右岸との交点を起点として、同所から小瀬川左岸を北上し、小瀬川左岸と大竹市と廿日市の行政界との交点に至り、同所から同行政界を北方に進み冠岳山頂に至り、同所から同行政界を東方に進み三倉岳山頂に至り、同所から同行政界を北方に進み、さらに同行政界を東方に進み札ヶ峠に至り、同所から同行政界を南方に進み、玖島川右岸との交点に至り、同所から玖島川右岸を下流に進み、起点に至る線に囲まれた区域一円

2 大土山鳥獣保護区

安芸高田市甲田町地内の市道第二大土線と通称長掛道と呼ばれる里道との交点を起点として、同所から同里道を東方に進み同里道と安芸高田市と三次市の行政界との交点に至り、同所から同行政界を南方に進み同行政界と大土山を頂点として北東から南西にのびる主稜線との交点に至り、同所から同稜線を南西方に進み安芸高田市向原町地内の大土山国有林と民有林の境界との交点に至り、同所から同国有林境界を西方に進み同国有林五十六林班と五十七林班との林班界に至り、同所から同国有林境界を北西方に進み同国有林五十五林班の林班界との交点に至り、同所から同国有林五十五林班と五十七林班の林班界を南西方へ進み同国有林と民有林の境界との交点に至り、さらに同国有林境界を西方から北東方へ進み防火堤との交点に至り、同防火堤を北方に進み通称東ため池に至り、同所から里道を北東方に進み高地山国有林との交点に至り、同所から同国有林境界を南東から北東方に進み市道第三大土線との交点に至り、同所から同国有林境界を南東方に進み起点に至る線に囲まれた区域一円

3 男鹿山鳥獣保護区

世羅郡世羅町大字青近地内の県道別迫上下線と男鹿山自然環境保全地域巡視道との交点を起点として、同所から同巡視道を西方に進み、更に北方に進み、三次市甲奴町の行政界との交点に至り、同所から同行政界を東方に進み、県道別迫上下線との交点に至り、同所から同県道を南方に進み、起点に至る線に囲まれた区域一円

4 亀鶴山鳥獣保護区

神石郡神石高原町地内の神石高原町道平井油木線と神石高原町道平井市場線の交点を起点として、同所から同町道を南方に進み、県道牧油木線との交点に至り、同所から同県道を西方に進み、神石高原町道市場野田丸線との交点に至り、同所から同町道を北西方に進み、神石高原町道福井線との交点に至り、同所から同町道を北東方に進み、神石高原町道平井油木線との交点に至り、同所から同町道を南東方に進み、起点に至る線に囲まれた区域一円

5 権現山鳥獣保護区

神石郡神石高原町油木字市場谷地内の林道権現山線と権現山森林公園管理歩道との交点を起点として、同所から同歩道を北東方に進み、山頂方と北東方の分岐点に至り、同所から同歩道を北東方に進み、更に南東方に進み、山頂方と南東方の分岐点に至り、同所から同歩道を南方に進み、管理車道との交点に至り、同所から同車道を南方に進み、更に西方に進み、林道権現山線との交点に至り同所から同林道を北西方に進み、起点に至る線に囲まれた区域一円

6 指谷山鳥獣保護区

庄原市高野町指谷山国有林一〇〇七林班い小班、同林班ろ小班、同林班は小班、同林班に小班、同林班か小班、同林班へ小班、同町高暮字葛畑二六一番及び同字二六二番地一の区域一円

三 存続期間

平成二十二年十一月一日から平成三十二年十月三十一日まで